

解説や記載例について

赤文字 記載内容の解説です
青文字 実際の記載例で、小規模の農地の売買を想定しています
緑文字 その他の例文等で記載例とは関係ありません

様式例第1号の1

農地法第3条の規定による許可申請書

農業委員会受付印

令和 年 月 日

北秋田市農業委員会会長 様

農地を売る人（貸す人）について記入します
<譲渡人（貸人）>

農地を買う人（借りる人）について記入します
<譲受人（借人）>

住所 北秋田市〇〇字〇〇 ××番地

住所 北秋田市▲▲字◆◆ □□番地

氏名 北秋田 米太郎

氏名 鷹巣 農一郎

次の農地(採草放牧地)について

所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権（ ）

を

設定(期間 5 年間)
移転

それぞれ該当する内容に○をつけてください

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付けてください。)

1 当事者の氏名等(国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

当事者	氏 名	年齢	職業	住 所	国籍等	在留資格又は特別永住者
譲渡人(貸人)	農地を売る人（貸す人）について記入します 北秋田 米太郎	69	年金	北秋田市〇〇字〇〇 ××番地		
譲受人(借人)	農地を買う人（借りる人）について記入します 鷹巣 農一郎	54	農業	北秋田市▲▲字◆◆ □□番地	日本	

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記全部事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地 目		面積 (㎡)	対価、賃料 等の額(円) 〔10a当たりの額〕	所有者の氏名又は名称 〔現所有者が登記簿と異なる場合〕	所有権以外の 使用収益権が 設定されている 場合		区域 (該当に○)		
	登記簿	現況				権利の 種類、 内容	権利者の 氏名又は 名称	農用 地区 域	市街 化 区 域	その他
許可を受けようとする土地の所在等について記入します 〇〇字〇〇 ××-×	田	田	1,000	10,000 〔 10,000 〕	〔 〕					
〇〇字〇〇 ××-■	田	田	1,500	15,000 〔 10,000 〕	〔 〕					
				〔 〕	〔 〕					
合計 2,500 ㎡ (内訳: 田 2,500 ㎡・畑 ㎡・採草放牧地 ㎡)										

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 どのような契約を結んで、農地を売買するか、または農地をいつから借りるかなどについて記入します。

(1)権利の設定・移転の時期	年 月 日	(3)契約期間	自 令和 6 年 3 月 18 日 至 令和11 年 3 月 17 日
(2)売買価格又は賃貸借料金	10a当り 25,000 円 全面積	(4)事業概要 (水田裏作の場合)	

4 申請事由の詳細(該当する番号に○を付けてください。)

譲渡人(貸人の事由)					譲受人(借人)の事由		
1	自作地相互の交換		13	同一生前一括贈与	1	自作地相互の交換	
2	参加農地所有適格法人への出資		14		後継者へ部分	2	経営規模の拡大
3	経営移譲年金受給のため		15		新しく分家させるため	3	受贈(経営承継人等)
4	農業廃止		16		その他の世帯員へ	4	その他
5	兼業のため経営縮小		17	既に分家している者への贈与			
6	高齢化による経営縮小		18	相手方の要望			
7	病気等で労力不足		19	農業協同組合が信託財産を処分する			
8	耕作不便又は低生産地のため		20	農地保有合理化法人が信託財産を処分する			
9	資金が必要なため	営農資金	21	その他			
10		農業経営上の負債整理					
11		結婚・分家・相続等					
12		生活・住宅新改築等資金					

それぞれの該当する番号に○をつけてください

5 その他参考となるべき事項

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄附行為の写しを添付(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)してください。また、農地所有適格法人以外の法人の場合、主たる業務の内容について、5「その他参考となるべき事項」に記載してください。ただし、その法人が市町村、農業協同組合、及び農地保有合理化法人にあつては、主たる業務の内容は記載する必要はありません。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期に留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 「農地法第3条の規定による許可申請書」(別添)も提出してください。また、権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合には、「農地所有適格法人としての事業等の状況」(別紙)も提出してください。
- 5 3「権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容」は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。
- 6 不要な文字は抹消してください。
- 7 各欄が不足するときは、適宜別紙に記載し、添付してください。
- 8 空欄は残さないものとし、該当がない場合は「以下余白」又は斜線等を記入してください。

農地法第3条の規定による許可申請書(別添)

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

※「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地						採草放牧地面積 (㎡)
		農地面積(㎡)	田	畑	樹園地	
	自作地	※農地を買う(借りる)人とその家族が所有している農地のうち、自ら耕作している農地について記入します。				
		10,000	8,000	2,000	—	—
	貸付地	※農地を買う(借りる)人とその家族が所有している農地のうち、貸付している農地について記入します。				
	—	—	—	—	—	
	所在・地番	地目		面積(㎡)	状況・理由	
		登記簿	現 況			
非耕作地	※農地を買う(借りる)人とその家族が所有している農地で、耕作していない農地について記入します。					
	—	—	—	—	—	

所有地以外の土地						採草放牧地面積 (㎡)
	農地面積(㎡)	田	畑	樹園地		
	借入地	※農地を買う(借りる)人とその家族が借りている農地のうち、自ら耕作している農地について記入します。 5,000	5,000	—	—	—
	貸付地	※農地を買う(借りる)人とその家族が借りている農地のうち、貸付している農地について記入します。 —	—	—	—	—
		所在・地番	地目		面積(㎡)	状況・理由
		登記簿	現 況			
非耕作地	※農地を買う(借りる)人とその家族が借りている農地で、耕作していない農地について記入します。 —	—	—	—	—	

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に工作または養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書に該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に工作または養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田			畑			樹園地		採 草 放 牧 地
	※農地を買った(借りた)場合、作付けする予定の作物と面積を記入します。								
作付(予定)作物	水稲			キュウリ	自家野菜				
権利取得後の 面積(㎡)	15,500			1,800	200				

※二毛作等を行う場合は主な作付作物以外の作物についてはかっこ書きで記入します。

(2) 大農機具又は家畜

※農地を買う(借りる)人が使用する農業機械等について記入します。

種類	トラクター	コンバイン	田植え機	乾燥機	トラック	
数量						
確保しているもの						
所有	1	1	1	1	1	
リース	1					
導入予定のもの						
所有						
リース						
〔 資金繰りについて 〕						

(記載要領)

- 1 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 2 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資が受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者 ※農地を買う(借りる)人の農業経験や農業従事歴(年)、雇用状況について記入します。

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業暦 30 年、農業技術修学暦 年、その他()

② 世帯員等その他 常時雇用している 労働力(人)	現在: 2 (農作業経験の状況: 農一郎 30年 果樹太 5年)
	増員予定: (農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働力 (年間延人数)	現在: (農作業経験の状況:)
	増員予定: (農作業経験の状況:)

※家族等で農業を行っている場合はここに人数を記入します。

- ④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

※①～③で記入した人が自宅から農地まで移動する時間を記入します。

＜農地法第3条第2項第2号関係＞（権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。）

2 その法人の構成員等の状況（別紙に記載し、添付してください。）

＜農地法第3条第2項第3号関係＞（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。）

3 信託契約の内容

＜農地法第3条第2項第4号関係＞（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況（「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。）

※家族等で農業を行っているとした人数の内訳を記入します。

常時従事している者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係 （本人または世帯員等）	農業への 年間従事日数	備考
鷹巢 農一郎	54	農業	本人	220日	
〃 果樹太	31	農業	子	220日	

（記載要領）
備考欄には、農作業への従事日数が年間 150 日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

＜農地法第3条第2項第5号関係＞ ※借りて(賃借権や使用貸借権)耕作している農地を貸付しようとする場合はここにチェックします。

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け、又は質入しようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

☐ その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため貸し付けようとする場合である。

(表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝)

☐ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である

＜農地法第3条第2項第6号関係＞

6 周辺地域との関係 ※農地を買って(借りて)農業を行うことで周辺の農地や地域への影響について記入します。

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法的違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

(例文)

1. 売買する田はこれまでも水田として利用されており、取得後も水田として利用するため、周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に影響を及ぼす事はないと考えます。
2. 私はこの地域の担い手となっており、農地の集積への悪影響はないと考えております。
3. 農薬の使用や地域での役割分担等については、地域の基準に従い周辺の耕作者と共同で農業を行います。
4. 集団的な農地と隔離された小規模な農地であり、周辺の農地や集積への影響はないものと考えております。

Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人以外の法人である場合、又は、その者又はその世帯員等が農作業に常時従事しない場合には、Ⅰの記載事項に加え、以下も記載してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適正な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。
また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

＜農地法第3条第3項第2号関係＞

7 地域との役割分担の状況 ※農地を借りて耕作する場合、地域とのかかわりや様々な役割を担う計画であるか記入してください。
地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

(例文)

地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めます。

※地域との役割分担について農業委員会や都道府県知事と協定を結んでいる場合や確約書を作成している場合等は、この欄には「別紙資料参照」等と記入し、別途資料を添付して申請することができます。

＜農地法第3条第3項第3号関係＞（権利を取得しようとする者が法人である場合のみ記載してください。）

8 その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

※農地を買う（借りる）申請者が法人の場合に記入してください。

(1) 氏名

(2) 役職名

(3) その者の耕作又は養畜の事業への従事状況

その法人が耕作又は養畜の事業（労務管理や市場開拓等も含む。）を行う期間：年間 か月

そのうちその者が当該事業に参画・関与している期間：年間 か月（直近の実績）

年間 か月（見込み）

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記載事項

※そのほか、以下の設問に該当する特殊な事由による申請の場合はチェックしてください。

9 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、I の記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載してください。

(1) 以下の場合は、I の記載事項全ての記載が不要です。

☐ その取得しようとする権利が地上権（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 269 条の2第1項の地上権）又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合

（事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。）

☐ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第 11 条の 50 第1項第1に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合

☐ 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合

（景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 56 条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。）

(2) 以下の場合は、I の1-2（効率要件）、2（農地所有適格法人要件）、5（下限面積要件）以外の記載事項を記載してください。

☐ 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合

☐ 地方公共団体（都道府県）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合

☐ 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

☐ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(3) 以下の場合は、I の2（農地所有適格法人要件）、5（下限面積要件）以外の記載事項を記載してください。

☐ 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業の経営の事業を行うものを除く。）がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合

☐ 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合

☐ 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

（留意事項）

上述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

☐ 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合

（事業・計画の内容）

※欄が不足する場合や既存の資料等がある場合、この欄には「別紙資料参照」等と記入し、別途資料を添付して申請する事ができます。

※ここから先のページは農地所有適格法人が農地を買う(借りる)場合に記入してください。

毎年提出している農地所有適格法人報告書の内容を確認しながら記入してください。

農地所有適格法人としての事業等の状況(別紙)

<農地法第2条第3項第1号関係>

1-1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)			
権利取得後(予定)			

1-2 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)		
2年前(実績)		
1年前(実績)		
申請日の属する年 (実績又は見込み)		
2年目(見込み)		
3年目(見込み)		

＜農地法第2条第3項第2号関係＞

- 2 構成員全ての状況（組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。また、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社が構成員である場合には、当該承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し（その有する議決権を記載したもの）を添付してください。）
- (1) 農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）

氏名又は名称	住所又は主たる事業所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況				
					農地等の提供面積（㎡）		農業への年間従事日数		農作業委託の内容
					権利の種類	面積	直近実績	見込み	

議決権の数の合計

--

農業関係者の議決権の割合

--

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数： 日

- (2) 農業関係者以外の者（(1)以外の者）

氏名又は名称	住所又は主たる事業所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権の数

議決権の数の合計

--

関連事業者の議決権の割合

（留意事項）

- 1 構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。
- なお、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成 14 年法律第 52 号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

<農地法第2条第3項第3号及び4号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

4 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等	在留資格 又は特別 永住	役職	農業への年間従事日数		必要な農作業への 年間従事日数	
					直近実績	見込み	直近実績	見込み

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓も含みます。

(1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ 農業生産に必要な資材の製造

オ 農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「1－1事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の 50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も 50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載してください。

3 「1－2売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載してください。

「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。

4 「2(1)農業関係者」には、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成 14 年法律第 52 号)第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載してください。

5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「2(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(㎡)」の「面積」欄には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載してください。

6 2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等並びに3の国籍等並びに4の国籍等の各欄については、所有権を移転する場合のみ記載してください(ただし、2の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の 100 分の5以上を有する株主又は出資の総額の 100 分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)。

国籍等は、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。

なお、4については、3の理事等のうち、法人の農業に従事する者(原則年間 150 日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間 60 日)以上従事する者がいない場合のみ記載してください。